

愛知県全域 西三河北西部 豊田市西部 に『暴風警報』が発令されたら

登校前 に発令されたとき

- ①午前 6 時 0 0 分までに暴風警報が解除された場合 ⇒ 平常授業
※解除されても、道路が冠水していたり、河川が増水したりして通学路の安全が確保できないときは登校しなくてよい。(迂回路は使用しない)
- ②午前 6 時 0 0 分を過ぎても解除されない場合 ⇒ 臨時休校

登校後 に発令されたとき

きずなネットで下校の対応について連絡します。

- ①生徒が安全に帰宅できると判断したときは、速やかに下校させます。
- ②通学路の安全が確保できないときや、通学距離等によって帰宅することが安全でないと判断したときは、当該の生徒を学校で待機させます。
- ③学校での待機時間が長引く場合は、保護者と連絡をとり、保護者が迎えに来られたら生徒は保護者と一緒に帰宅します。

- ①上記の措置は、名古屋地方気象台から、愛知県全域または、西三河北西部、豊田市西部に『暴風警報』が発令されたときに適用されます。「大雨警報」「洪水警報」等の警報や、「〇〇注意報」には適用されません。(集中豪雨の場合は状況による)
- ②上記の内容で学校から連絡する必要があるときは、きずなネットを通して行います。各家庭からの電話での問い合わせは、できるだけ控えてください。
- ③警報が発令されていなくても、危険と判断されたときは自宅待機させるとともに、その旨を「きずなネット」等で学校に連絡してください。(生徒の安全を最優先に判断してください)
- ④自宅待機させるときは、家庭でお子様の安全を確保してください。
- ⑤危険箇所の発見や生徒の安全確保でお気づきのことがありましたら、速やかに学校に連絡してください。(保見中学校 ☎ 0565-48-8026)

豊田市内で『大きな地震』が起きたら

登校前 に震度5以上の地震が起きたとき

臨時休校 再登校については、きずなネットなどで連絡します。

登校後 に震度5以上の地震が起きたとき

- ①事前調査で【下校】を指定されている場合:可能な限り、教職員の引率による通学団下校を行います。(家庭への連絡ができなかった場合も実施します)
- ②事前調査で【自宅以外の場所】を指定された場合:指定された場所へ下校します。(安全が確保できないときは学校で待機させます)